

検討項目	ご質問等	回答等
転入時	<p>表現の仕方について。「転出証明書の写し、賃貸契約書の写し」の両方が必要？ どちらかで良いのであれば、後述の「住民票の写し又は住民票記載事項証明書」のように、「又は」を入れては？</p>	<p>転出証明書の写し、賃貸契約書の写し「等」としており、何か代わるものがあれば受け入れる場合があるため、「、」でつないでおります。</p>
転入時	<p>資料2に規定される検討事項1は基本的に正しいと考えるが、資料3「宣誓制度 骨子（案）」の中の「宣誓の要件」中の赤字部分「※同居していなくても対象となります。」については、例えば同居の実態がないと思われる遠隔地（東京や北海道という日進市からの通勤範囲を超えるもの）や、外国に居住する者をパートナーとして宣誓しようとする場合も承認の対象となるのか？ 文言中に「継続的に同居生活を行える・・・」等を追記してはいかがでしょうか？</p>	<p>転勤やカミングアウトしていないことによって同居できない等の事情がある場合を考え、日本国内で住民票の写し等が取得できる場合であれば、同居していなくても対象とすることとしております。</p>
解消時	<p>無効に関するホームページでの公開については、まず返還通知などを行って、それでも返還されない場合の措置ということでしょうか？</p>	<p>宣誓時に、手続きに関するルールをお示しし、そこで解消時の条件（一方でも解消の届出があれば宣誓解消。受領証の返還がなければ無効）をご理解いただき、承諾のサインをいただくことを想定しています。</p>
その他	<p>日進市がこの宣誓を行うことにより、この取り組みが浸透していけば市内で活動中の企業もこの制度を参考に同様の制度が充実していくと考えられます。 パートナーシップ制度への個人の参加のみならずより多くの企業がこの制度に賛同を寄せられるようにすることも必要です。 市の宣誓制度発効の後には、市内各企業への周知が必要だと思えます。</p>	<p>制度導入後には、市内企業への制度周知などを行っていこうと考えています。</p>